

高岡市の電磁的記録の開示の方法

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく高岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 41 号）第 2 条第 1 項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）における電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

- 1 当該電磁的記録の視聴又は聴取
- 2 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 3 当該電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録に複製したものの交付